

様式第1号

佐賀県北山少年自然の家
指定管理者 指定申請書

令和 6 年 9 月 24 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

(申請者)

住 所 佐賀市富士町大字大串 626 番地
法人・団体名 特定非営利法人みんなの森プロジェクト
代表者氏名 理事長 吉 村 剛
担当者名 
電 話 
F A X 0 9 5 2 - 5 7 - 2 3 2 1
E メ ー ル 

佐賀県北山少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

事業計画書（総括票）

単独団体名・共同事業体名：特定非営利法人みんなの森プロジェクト

管理運営の基本方針	指定管理者として13年間培った経験を活かし、めまぐるしく変化する時代の要請に応え、官・民と連携・協働して、子ども・若者の健やかな成長＝『社会を生きる力』を育み、広く県民に愛される、全国に誇れる自然の家を目指していきます。																									
管理運営を希望する目的及び理由	当NPOは、利用者拡大のために取り組むべき課題を積極的に克服し、官民の連携・協働を進め、地域資源を生かした遊びや体験活動・学習の機会を広く利用者に提供し、利用者の拡大をさらに目指します。																									
施設の運営計画	1 開閉館日・時間等 ○ 開館予定時間 開館（8：30）～閉館（17：15） ○ 閉館予定日 12月29日～翌年1月3日 （その他、施設点検日、危機管理上の事案発生時等やむを得ない場合は、県と協議し閉館します。）																									
	2 当施設を活用して予定している来館者サービス等 ○ 利用団体の支援と提案型事業の提供 ○ 活動プログラムづくりの支援及び提供とフィールドの紹介 ○ 自然体験活動、クラフト製作などの指導 ○ 宿泊及び野外活動に必要な用具類の貸出、資材等の手配 ○ 自動販売機、公衆電話、コインロッカーの設置																									
	3 人員配置計画（概要）																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>1人当たり年間給与額（千円）</th> <th>備考 （資格・職種等があれば記載）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 長</td> <td>1</td> <td rowspan="7"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副 所 長</td> <td>1</td> <td>教員免許、自然体験活動指導者</td> </tr> <tr> <td>総務主任</td> <td>1</td> <td>経理事務経験者</td> </tr> <tr> <td>総務副主任</td> <td>1</td> <td>経理事務経験者</td> </tr> <tr> <td>指導主任</td> <td>1</td> <td>自然体験活動主任講師</td> </tr> <tr> <td>指導副主任</td> <td>1</td> <td>自然体験活動総括指導者</td> </tr> <tr> <td>指 導 員</td> <td>4、5</td> <td>自然体験活動指導者</td> </tr> </tbody> </table>	役職	人数	1人当たり年間給与額（千円）	備考 （資格・職種等があれば記載）	所 長	1			副 所 長	1	教員免許、自然体験活動指導者	総務主任	1	経理事務経験者	総務副主任	1	経理事務経験者	指導主任	1	自然体験活動主任講師	指導副主任	1	自然体験活動総括指導者	指 導 員	4、5
役職	人数	1人当たり年間給与額（千円）	備考 （資格・職種等があれば記載）																							
所 長	1																									
副 所 長	1		教員免許、自然体験活動指導者																							
総務主任	1		経理事務経験者																							
総務副主任	1		経理事務経験者																							
指導主任	1		自然体験活動主任講師																							
指導副主任	1		自然体験活動総括指導者																							
指 導 員	4、5		自然体験活動指導者																							

提案型事業等の実施計画	実施を予定している主な事業（青少年の健全育成に資する事業）		
	事業名	事業の目的・概要	予算額 (千円)
	ファミリーで泊 まらん会（春）		480
	がばいキャンプ in 北山 シーズン1		250
	みんなの川遊び		200
	夏休みチャレン ジキャンプ		500
	がばいキャンプ in 北山 シーズン2		250
	ファミリーで泊 まらん会（秋）		480
	森の ちょうさ隊		250
	がばいキャンプ in 北山 シーズン3		250
	ボランティア セミナー		60
	指導者養成 セミナー		60
	自然体験活動指 導者（NEAL） 養成研修		500
	デイ キャンプ		160
	わんぱく 運動会		300

実施を予定している主な事業（施設の利用促進に資する事業）						
事業名		事業の目的・概要			予算額 (千円)	
子どもの日 北山ファミリー フェスタ					100	
北山に いこうよう					100	
出前講座					150	
のんびら〜とデ イキャンプ					100	
青春の思い出キ ャンプ					300	
かヌー 親子体験教室					100	
北山で遊ぶ・ 食べよう観光キ ャンプ					100	
夏のレクリエー ションキャンプ					400	
北山ふれあいフ ェスタ						
施設の 収支計画	指定期間中の収支予定額（単位：千円）					
	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	収入の部	99,390	100,137	100,038	100,543	101,314
	県委託料	86,185	86,482	85,932	85,987	86,306
	その他	13,205	13,655	14,106	14,556	15,008
	支出の部	99,390	100,137	100,038	100,543	101,314
	人件費	52,070	52,416	52,707	52,999	53,294
	施設維持管理費	43,481	43,882	43,492	43,705	44,181
	施設運営事業費	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839
	収支差額	0	0	0	0	0
注）光熱水費は、施設維持管理費の中に含めてください。						
その他 特記事項						

単独団体名・共同事業体名：特定非営利法人みんなの森プロジェクト

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

(1) 管理運営の基本方針

※ 施設の設置目的を踏まえた経営理念や運営方針等、施設の管理運営に関する基本的な考え方

2022年に制定された「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策を総合的に推進するための方針として、2023年に打ち出された「こども大綱」は、特定のライフステージ（人生の節目、段階）のみでなくライフステージを通して継続的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、6つの施策に取り組むとしている。

その1つに多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着）を謳い、以下のように述べている。

「遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数値等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。」（抜粋）としている。

○経営理念

『社会を生きる力』を育む

当NPO法人は、1996年に文部省生涯学習局に答申された「青少年の野外教育の充実について」で、青少年の「生きる力」がキーワードとなり、この「生きる力」を身につけるには野外活動、自然体験活動が最も有効とされ、この言葉を道しるべとして、北山少年自然の家の管理運営を行ってきましたが、こども大綱では、官民の連携・協働と同時に青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場が重要視されています。

コロナ以降の社会的混迷のなかで、北山少年自然の家の社会的役割と任務は、極めて重いものと言わざるを得ません。

当NPO法人は、北山少年自然の家の理念である「自然に親しみ、集団宿泊体験を通して、情操や社会性を豊かにし、心身ともに健康な青少年を育む」ための活動を行ってきましたが、さらに時代の要請に応えるべく県内外の官・民と連携・協働して、施設の充実と地域資源を生かした多様で柔軟な体験活動と遊びの場を創出して、こども・若者の健やかな成長＝『社会を生きる力』を育みます。

より多くの県民の方々に来訪していただき、県民に広く愛される青少年教育施設となるよう運営に努めます。

(2) 管理運営を希望する目的及び理由

指定管理者として13年にわたって自然の家を運営してきましたが、コロナ以降、利用団体の減少等で、厳しい経営を強いられています。

しかし、令和5年度に佐賀県政策部 MIGAKI 担当が実施したアンケート調査と、その調査に基づいて当 NPO 法人が令和6年度に行った利用団体（学校団体）の聞き取り調査の結果、自然の家の利用者の利用拡大に向けて、取り組むべき課題が多く残されていることがわかりました。当 NPO は、取り組むべき課題を積極的に克服するとともに、官民の連携・協働を進め、地域資源を生かした遊びや体験活動・学習の機会を広く利用者に提供し、利用者の拡大をさらに進めます。

○管理運営方針

佐賀県少年自然の家管理運営仕様書の「管理の基本方針」並びに「管理運営の目指すべき姿」に示された考え方を基本に据え、それを実行すべく「キャンプ」「キャンプファースト」という視点を導入し、下記の項目を重点指標・項目として、管理運営にあたります。

1. 北山は、大きな「キャンプ」

私たちは体験学習活動の「キャンプ」の考え方に着目し、北山という自然の中で、施設を1つの大きな「キャンプ」として捉えなおすことで、より多くの方々に利用される施設運営を目指せると信じ、この新たな視点での管理運営を進めて行くとともに、広く広報していきます。

《キャンプの考え方》

○キャンプは宿泊の形態を問いません。

宿泊でもテント泊でもキャンプと考えます。日帰りキャンプはデイキャンプです。

食事の形態も問いません。食堂利用でも野外炊飯でもキャンプの食事です。

○キャンプは大きく2つに区別されます。

A: レクリエーションキャンプ（行為そのものを楽しむキャンプ：登山、スポーツ、イベント、バーベキュー等）

B: 組織キャンプ（明確な目的や教育的目標を実現するための、指導者によって運営されるキャンプ）

○キャンプには様々なキャンプがあります。

利用者の対象によって、青少年を対象にしたキャンプ、幼児を対象にした幼児キャンプ、高齢者や認知症のお年寄りを対象にしたキャンプもあれば、達成する目的によって冒険・チャレンジキャンプ、防災キャンプや環境や里山について考えるキャンプなど、様々なキャンプがあります。

○自然の中で「ひとり静かに読書や散策、物思いにふける過ごし方も自然体験活動」

自然の中で、人間が行うあらゆる分野の静的・動的活動、個人的・集団的活動が、自然体験活動であり、キャンプで行う体験活動プログラムは、人間のあらゆる分野を対象にするものです。

以上のようなキャンプの考え方を取り入れ、北山少年自然の家を、利用団体の一大キャンプ地と捉え、より多くの様々な利用団体が、より柔軟で多様な体験活動プログラムを実行できるよう管理運営していきます。

2. 利用者の目線に立ったキャンパーファースト（キャンパーの立場を最優先する考え方）の視点で、管理運営業務を進めます

私たちは、利用者の活動目的が達成できるように、施設案内や体験プログラムメニューなどの情報提供、またアンケート等を通じた利用者の意見・要望・苦情等の問題点の把握と、その迅速な解決を心掛けてきましたが、さらにキャンパーファーストの立場に立った管理運営業務を構築します。

3. キャンパーファーストのキャンパーのための活動プログラムの開発を進めます

当施設を利用する利用者団体が多岐にわたることから、利用団体指導者（特に学校団体等）との意見交換の場を設定して、当施設の新しい指針「キャンプ」の考え方を利用団体にご理解いただくとともに、利用者の意見をより反映した活動プログラムの開発を進めます。

4. 自然体験活動をたくさんの人に知ってもらう、触れてもらうキャンプを進めます。

今まで取り込めてこなかった、自然とは一見ほど遠い利用団体にも来ていただけるような活動プログラムの開発とキャンプを作り出して、より多くの利用者の開拓を図っていきます。

5. 安全管理体制を再構築します

従前より利用者の安全については、危機管理マニュアルを作成し、職員への救命措置訓練、初期消火・誘導訓練等を毎年行い、各プログラムについても安全管理の観点からプログラムのチェック等を行ってきたところですが、さらにキャンプとしてのリスクマネジメントの視点に着目し、今まで以上にキャンプの計画段階→実施段階→事後を通して想定されるリスクを予測し、そのための対策を徹底的に講じるため、当職員の安全管理体制をキャンプの実施に沿った形で見直し・再構築を行い、登山訓練・カヌー訓練を通して実践的な安全管理体制の訓練強化を行います。

6. 地域に根ざし、地域に貢献する施設づくりをさらに進めます

当施設周辺の諸施設や地域住民と連携した体験プログラム作り、施設周辺の観光案内、地産地消を原則とした食事の提供等の地域に貢献する施設づくりを行います。

7. 職員の能力向上を目指します

利用者安心して施設を利用していただくためには、信頼できる施設職員の育成が不可欠です。利用者に対して平等かつ、親身な対応ができるように、職員の能力向上を目指します。

8. 『森林』を活かした特色ある施設づくりを行います

当 NPO 法人では、『森に親しみ、森を育て、森を活用する』事業を行い、『森林』の大切なはたらきに目を向けてもらうことを理念として活動しています。山間僻地の施設という条件を活かして、森林資源を活用した事業を積極的に行います。

9. 利用者の個人情報の保護を進めます

利用者の個人情報の SNS 上での流出などに対処するため、SNS 責任管理者を 1 名置いて、職員への個人情報保護教育を行い、個人情報の保護を徹底していきます。

2 施設の平等利用の確保に関する事項

(1) 平等利用の確保に関する考え方、生活弱者等への配慮

① 平等利用の確保に関する考え方

《利用申し込みについて》

- ・利用申し込みについては、自然の家利用要項をホームページ等で公表し、受け入れ期日を決定します。
- ・利用基準や優先予約性を設けます。
- ・利用団体では、県内の学校の利用が多く、平日の利用に集中していることから、前年度より計画的に希望調査を実施し、調整したうえで、受入期日を決定します。
- ・利用者の利用期日の受付開始日については、受入基準や優先順序を設定することを公表します。

(受け入れ基準)

- ・学校行事の一環として利用
- ・青少年団体の交流・研修として
- ・親と子のふれあいを目的として利用
- ・所長が適当と認めた社会教育団体等の研修での利用

(優先順位)

- 1 県内の保育園・学校（小・中学校、高校・特別支援学校、大学等）
- 2 県内教育委員会
- 3 県外の学校・教育委員会
- 4 その他の団体等

《公平な施設利用について》

複数の利用者または団体が施設やフィールド等の利用が重複した場合は、施設職員による調整を行い、各団体の活動プログラムや活動場所・時間帯等を決定し、公平な施設利用になるよう努めます。

② 生活弱者への配慮について

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー等の倫理・理念をふまえ、年齢や性別という差異や障がい、能力の如何を問わずに共に利用できる施設や設備、各種の用具の整備や充実に努めます。
- ・意見箱の設置や利用者アンケートを実施し、利用者からの意見や考えを活かし、ハード面はもとよりソフト面でも誰もが利用しやすい施設空間の整備に努めます。
- ・佐賀県少年自然の家に係る条例及び施行規則をふまえ、使用料を減免し、また利用団体の状況によっては、県との助言・相談のもと、適切に対応します。

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費の縮減に関する事項

(1) 同種施設の管理運営実績

※ 実績があれば記載

青少年の健全育成を図る下記の施設について、指定管理者として管理運営を行ってきました。

○佐賀県北山少年自然の家指定管理者

(第3期) 平成24年4月1日～平成27年3月31日

(第4期) 平成27年4月1日～令和2年3月31日

(第5期) 令和2年4月1日～現在

※第3期期間は、株式会社ららとの共同事業体で運営

○佐賀県立 21 世紀県民の森（一般財団法人 スマイルアースと共同事業体）

(第3期) 平成24年4月1日～平成27年3月31日

(第4期) 平成27年4月1日～令和2年3月31日

(第5期) 令和2年4月1日～現在

○佐賀県立 21 世紀県民の森キャンプ場（（株）ANDCO と共同事業体）

令和5年4月1日～現在

(2) 利年用者サービス向上のための取組及び利用者の意見反映の方法

① 利用者サービスの向上について

1 利用者の安全管理を最も重視したサービスの提供を行います。

当施設を利用する方の利用目的は多岐に渡り、利用者には、利用前に事前打ち合わせを行い、それぞれの要望に沿った体験プログラムの提案・提供を行ってきました。

特に所外の自然体験活動プログラム（野外散策、登山、カヌー体験、川遊び体験等）に関しては、定期的に施設職員で下見を行い、かつ、利用前にも下見を行うことで、活動場所の最新情報を利用者に提供してきました。

今後は、さらにキャンパー（特に学校団体等）の安全を図るため、キャンパー引率者・指導員への、活動プログラムの計画段階から実施段階・事後にいたるまで、安全管理体制のチェック体制と指導及び援助活動を積極的に進めていきます。また、安全管理のマニュアル化と職員の運用訓練を実地に即した訓練へと強化し、安全管理の適切な判断と迅速な運用を全職員の目標として実施していきます。

2 一年単位の変形時間労働制による繁忙期のサービス向上

当施設は、夏場の繁忙期と冬場の閑散期がはっきりしているため、夏場の繁忙期でも利用者へのサービス提供に支障が生じないように、一年単位の変形時間労働制を引き続き採用します。夏場の繁忙期に職員の出勤日数を多くし、その分の休みを冬場の閑散期に振り分ける仕組みを採用することで、利用者へのサービス向上を図ります。

3 より多くの利用者のための様々なソフトな体験活動の提供

自然の中で、「ひとり静かに読書や散策、物思いにふける過ごし方も自然体験活動」を具体化して、「のんびら～とおいでよ北山」を展開して、のんびりと自然と戯れるような、様々な分野の新たな活動プログラムの開発を進め、新しい利用者層の開拓とサービスの向上を図ります。

4 施設関係者への新たな管理運営方針の徹底

当所職員だけでなく、給食業務、清掃業務、警備業務等の北山少年自然の家の管理運営に関わる関係者へ、新たな施設の運営方針（キャンパーファースト）の説明を行い、相互に連携を取りながら利用者へのサービス向上を図ります。また、全体での研修会等も年に2回程度開催し、共通認識に立って施設の管理運営を行います。

5 地元のネットワークを活かした迅速な問題の解決

当施設は山間僻地にあるため、事故等のトラブル対応に利用者が苦慮される場合があります。そのような場合には、これまで培ってきた地域のネットワークを活かし迅速に対応し、問題解決を図っていきます。

② 利用者意見の反映について

《利用者意見の把握について》

- ・現在、利用者アンケートを実施し、利用者から寄せられた意見や要望、苦情、提案等の収集、把握に努めに努めてきました。今後もさらに続けてまいります。
- ・さらに今後はアンケートの実施だけでなく、利用団体との協議を行う場を年に1～2回程度設けて、施設と利用団体の意思疎通を図り、利用団体の意見や要望、苦情、提案等を把握するだけでなく、利用団体が求める新たな活動プログラム開発の意見交換の場を作っていきます。

《利用者意見の反映について》

- ・意見箱や利用者アンケートで収集した意見の中で、すぐに改善ができるものは速やかに対応します（例：電球の交換や時計の電池交換等）。
- ・施設・設備等についての意見や提案等に関して、職員ですぐに対応できないもの（機器の修理等）は、速やかに県と相談・協議し、施設設備の充実・改善に努めます。
- ・利用団体支援事業や提案型事業のアンケートで収集した意見や提案等に関しては、報告書作成時に改善点としてまとめ、次年度のプログラム作成に活かします。
- ・職員の対応についての意見（事前打ち合わせと利用当日の連絡の行き違い等）に関しては、職員会議の際に全体で共有した上で、改善に努めます。

(3) 施設の点検、設備の機能維持、清掃等の日常管理

○施設の点検

- ・施設の利用者が施設・設備を安全かつ安心して快適に利用できるように、施設・設備の点検、清掃状況、消耗品の不足、不審者の有無などの確認のため、施設内を1日1回以上巡視を行います。また、部分的な業務は専門の業者に再委託を行い、適切な維持管理に努めます。

○建築物保守管理業務

- ・当施設は開所から37年が経過し、建築物が老朽化しているため、利用者が施設を安全に利用できるよう日常的に点検及び保全を行います。
- ・不具合を発見した際には、応急処置を行い利用者の安全を確保するとともに、小規模修繕の場合は早

急に対応します。また、修理費が 50 万円を超える場合は県と協議し対応していきます。

○設備の日常点検

- ・施設の設備の機能を適正に維持していくため、電気設備・ボイラー・空調設備等の設備機器について、日常的に点検及び運転管理を行います。
- ・また、消防設備等の設備機器の法定点検や定期点検についても適切に行い、その際に必要な消耗品も更新していきます。

○清掃業務

- ・施設内について、良好な環境衛生、美観に心がけ、安全かつ快適な空間を保つために、日常清掃を徹底して行います。
- ・また、日常清掃では実施しにくい場所については、月 2 回、定期清掃を実施し確実に行います。
- ・利用団体に対しては、次の利用者が気持ちよく利用していただけるよう、使用した寝具の整頓や宿泊室等施設の清掃、野外炊飯で使用した器具の洗浄、後片付けなどについて、適切に指導を行っていきます。

(4) 施設の開閉所日及び開閉時間の考え方

《開所日について》

- ・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を休所日とします。
- ・施設の保守点検や修理、修繕に必要な日数の期間及び危機管理上の事案発生時等（新型コロナウイルス流行等）やむを得ない場合は、県との協議・承認を経て、休所することもあります。
- ・それ以外は、原則毎日運営いたします。

《閉開所時間について》

- ・閉開所時間帯については、原則、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとします。
- ・しかし、宿泊利用者がいる場合には、24 時間対応します。

(5) 広報・利用促進計画

○数値目標

●基準となる数値

令和6年度延べ利用者数 35,000人（見込み）・・・コロナ禍前（平成30年度）の約60%

令和6年度県内利用団体数 350団体（見込み）

●指定期間内の目標数値

令和7年度延べ利用者数 36,800人（県内利用団体数 350団体）

令和8年度延べ利用者数 38,600人（県内利用団体数 360団体）

令和9年度延べ利用者数 40,400人（県内利用団体数 370団体）

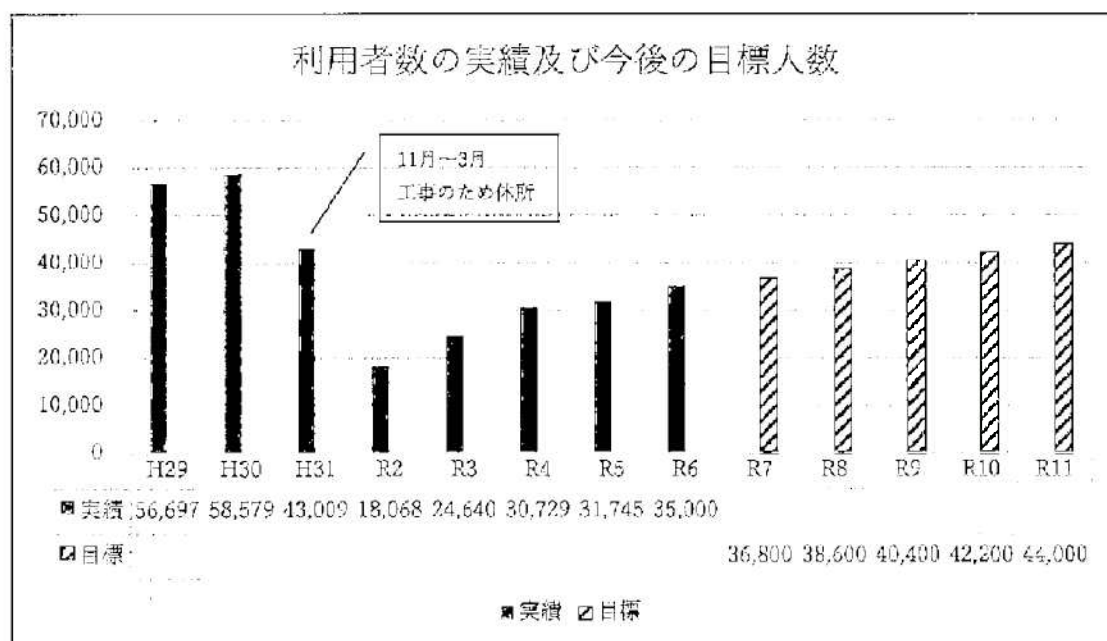
令和10年度延べ利用者数 42,200人（県内利用団体数 380団体）

令和11年度延べ利用者数 44,000人（県内利用団体数 390団体）

●目標数値設定の背景

利用者人数・利用団体数目標を、令和6年度（見込み数）を基準とし、利用者人数目標は、毎年1,800人ずつ増加を目指し、コロナ禍前の75%まで回復させます。県内団体数目標は、毎年10団体ずつ増加を目指します。

背景として、新型コロナウイルスの発生を機に学校団体の自然体験教室開催が見直され、打ち切りや日帰りへの変更されていることや、また、少子化による児童・生徒数の減少も続いていることなどから、コロナ禍前の利用者数まで回復するには、まだ至っていない状況です。今後は、学校団体へ利用の働きかけを行っていくとともに、一般の幅広い層の方々から利用をしていただくことを目指し、様々な形で利用していただけるよう情報発信し利用促進を行っていきます。



○具体的な方策

利用団体支援事業として、学校団体等への新たな活動プログラムの提供と人的な支援体制をとることで利用団体の拡大を図ります。また提案型事業で、「のんびら〜とした」癒し系の活動プログラムを提供して新たな利用者層の発掘を図りますが、さらに以下のような事業及び広報を進め、利用者の拡大を図っていきます。

1. 日帰り（デイキャンプ）の促進

- ・放課後児童クラブや公民館など、地域と密着しているこれらの団体向けに、当施設を利用できるよう、日帰りの体験プログラムの開発・提案を行い、日帰り利用者の増加につなげます。
- ・地域で行うイベントや講演会等の会場、あるいは自然のなかの会議室として当施設の利用を促します。

2. 家族や友人同士で楽しいキャンプを

- ・小人数で自然の家に宿泊できることが、まだまだ知られていません。家族や気の合った友人同士で当施設周辺の自然体験施設（神水川パークゴルフ場・嘉瀬川ダム、レイクサイド北山の関連施設）や地域観光地と連携して、「のんびら〜と」観光する体験プログラムを提供して、自然の中でゆったり、まったりしたい利用者層の獲得を目指します。

3. 平日の施設利用の促進

休日に利用団体が集中し、平日の利用が少ないこと。また施設利用に季節性があり、冬の利用が少ないことが当施設の大きな課題です。

この点を改善すべく、平日に活動を行っているシニア層や企業に向けた活動プログラムの提供を進めます。活動プログラムの開発にあたっては、シニア団体や企業と連携して開発を進め、こうした層の新たな取り込みを図ります。

4. 自然の家は『みんなのキャンプ地』

自然の家＝『宿泊研修に行く場所』というイメージを払拭して、みんなのライフステージに応じて利用できるキャンプ地、『みんなのキャンプ地』という新たなイメージを広報していきます。利用者の年齢層や利用目的に合わせたきめ細かい活動プログラムの提示と SNS やチラシ・パンフレット等などで積極的に宣伝・営業活動を行っていきます。

5. NPO 法人みんなの森プロジェクトが、進める活動と結び付けて北山少年自然の家の利用者増加を図ります（別紙添付）

(6) 利用団体支援の方針

学校団体の聞き取り調査の結果、コロナ禍以降、利用団体（特に学校団体）の施設利用が激減した理由が大きく3つ見えてきました。

- コロナ以前、多くの学校が自然の家に期待していたものは、宿泊体験学習と集団行動の教育でした。しかし、コロナによって、学校や近隣の公共施設を利用することで、宿泊せずに集団行動学習ができること。
- またそれによって教職員の労力軽減（働き方改革）ができることがわかり、多くの利用団体（特に中学・高校）が、自然の家まで行って宿泊体験学習を実施する意味を見いだせず、利用団体数はコロナ禍以前に戻らず低迷したままです。
- さらに近年の物価高騰で、各学校の遠征費や施設利用のバス借上げ費用が高騰し、経費の面でも自然の家の利用を控えざるを得ないような状況があります。

このような非常に厳しい状況ですが、私たちはキャンパーファーストの視点に立ち返り、子供たちの貴重な自然体験学習の場を失わせない、奪わないため、以下の3点について徹底的な改善を図り、より多くの子供たち、若者たちのために自然体験学習の火を灯し続けます。

- ① 利用団体（特に学校団体）の引率者及び指導者に対し、活動プログラムの計画・実施段階からの助言・援助をきめ細かく行うとともに、参加者の安全管理の面のサポートを充実させ、引率者の精神的負担等を積極的に軽減することで、学校団体を今まで以上にサポートしていきます。Zoomなどを用いた対面的な接触方法を活動プログラムの計画段階から導入するなどし、親しみの持てるより丁寧な、指導・助言方法への改善を行います。また受付方法等についても引率・指導者の労力軽減を目指して、諸手続きの合理化・OA化を行います。
- ② 活動プログラムに対して引率者・指導者の数の不足が明らかな場合、職員の人的支援を速やかに実施し、引率者の物理的・精神的負担を軽減します。
- ③ 利用者のニーズと時代の要請に沿った様々な教育的活動プログラムの創出と提供を行っていきます。

(7) 多彩・柔軟な体験プログラムの具体的な実施

1. 利用者のニーズと時代の要請に沿った様々な教育的活動プログラムの創出と提供を行うため、市場調査及び交渉担当専任者を設置します。

専任者は、新プログラム作成のため、各利用団体と県庁の関係部署をはじめ、県内の大学、博物館、教育団体、社会教育団体、スポーツ団体、市民団体、民間会社などと協力・連携を進め、必要に応じて接触・調査を行い、調査内容を自然の家指導員と共有し、指導員とともに新プログラムの作成を進めます。

また、すでに各団体が保有する優れたプログラムについては、提供の要請とご協力を依頼するものです。

なお、調査の方法及び実施については県と協議しながら進め、調査報告に至るまで、得られた情報を県と共有します。

2. 利用団体と協議する場を設け、プログラムの有効性等、フィードバックしながら、プログラムの改善・改良を進めます。

利用団体の学校関係者と直接協議する場を設け、話し合いの中から現場が必要とするプログラムの芽を見つけ、学校現場の目線で、自然の家が提案するプログラムの有効性及び改善点などを検討していただく協議会をもうけます。現場の先生方の英知をいただきながら、新しい発想や考え方に基づくプログラムを子供たちに提供していきます。

また将来的には社会教育団体（スポーツ、文化・芸術、社会教育）にも拡大します。

3. ライフステージに対応した柔軟で多彩な体験プログラムの作成

こども大綱は、「こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる」とこどものライフステージを規定しています。

乳幼児期（保育園）、学童期（小学校）、思春期（中学・高校）、青年期（～30代）と捉えることもできます。

当施設の自然体験活動プログラムは、学童期のものが多く、思春期・青年期の身体・精神の急激な発達をみることも遠へ、どのような活動プログラムを提供していくか、大きな課題です。今後、各方面との連携・協働を深めながら、模索していきます。

当 NPO 法人が行った聞き取り調査の際、思春期のこども達の知的発達に働きかけ、知的興味を刺激する方向での体験プログラムを提案したところ、力強い賛同を得ました。プログラム作成の1つの方向性を示すものですが、さらに思春期のこども達の興味や目線に立った体験プログラム作成を目指します。

4. 北山の自然と地域をフルに生かしたフィールドを提供します。

○地域ネットワークを活かした利用団体支援

利用者や利用団体が、当施設以外のプログラムや施設の利用を希望する場合（ダム見学や、グラウンドや体育館の使用等）は、地域ネットワークを活かしながら希望に応じてスムーズに案内を行い、利用者や利用団体の支援をします。

○フィールドの最新情報提供とフィールドの整備

当施設が行う自然体験活動プログラムは、自然災害や気象条件等でフィールドの状況が大きく変化します。そのため、職員による定期的なフィールドの点検と事前の下見等を徹底して行うことで、利用者や利用団体に最新のフィールドの情報を提供します。

フィールドの整備が必要な場合には、可能な範囲は職員で対応を行い、大きな整備が必要な場合には、随時県にも相談し、対応を行っていきます。

○五感を使い季節を楽しむ自然体験プログラム

春は山菜や春の七草探し、夏は川遊びや昆虫採集、秋はきのみを使った工作、自然の恵収穫、冬は餅つきなど、五感を使いながら、四季折々の自然を楽しむ自然体験プログラムを提供していきます。

○フォレストラボ（旧森林学習館）と連携した体験・工作プログラム

当 NPO 法人は、当施設近辺にある『フォレストラボ』の運営も行っています。フォレストラボでは、きのみや小枝等の 200 種類以上の材料を自由に使い、想像力を養う森のクラフト体験活動（通称、きのみいちば）が子どもたちに大人気です。

『きのみいちば』と連携した工作プログラム開発を行うことで、子どもたちの創造性を高め、自然体験の充実を図ります。

また、雨天時のメニューとして、フォレストラボ内にある『森林学習展示室』の活用等も積極的にを行い、『森林』を身近に感じる体験プログラムの充実を図っていきます。

○地域のフィールドや人材を広く活用したプログラム

当施設一帯は、北山湖周辺の森や川等の豊かな自然に囲まれています。これらの自然を最大限に活用した体験プログラム作りを行うとともに、周辺地区の地域起こし運動に取り組む多彩な人材からの指導も受け、プログラムの充実を図っていきます。

- ・井原山、雷山での登山
- ・合瀬地区の巨樹巡り
- ・フォレストラボでの森林体験、環境学習
- ・レイクサイド北山でのサイクリング、ウォークラリー
- ・神水川での清流環境調査
- ・嘉瀬川ダム副ダムでのボート、カヌー体験
- ・北山ダムでの釣り体験
- ・嘉瀬川源流体験
- ・神水川パークゴルフ場でのグランドゴルフ体験

○県や市と連携したカヌー体験プログラム

嘉瀬川ダムの副ダムには、カヌー乗り場が整備されています。当 NPO 法人では平成 28 年度より佐賀県や佐賀市と連携しながら、カヌーの指導者養成講習会やカヌー体験会等を行っています。佐賀県の少年自然の家で唯一『カヌー体験』ができるという点を活かし、今後もカヌー体験プログラムに力を入れていきます。

○新たな登山・ハイキングルートの開拓

井原山・雷山登山ルートだけでなく、あらたに天山・背振山系での登山、ハイキングルートの開拓を行います。

○乳幼児向けプログラム

乳幼児期を対象にしたキッズプログラム等の開発や周辺環境を利用した乳幼児でも遊べるフィールドの整備を行っていきます。

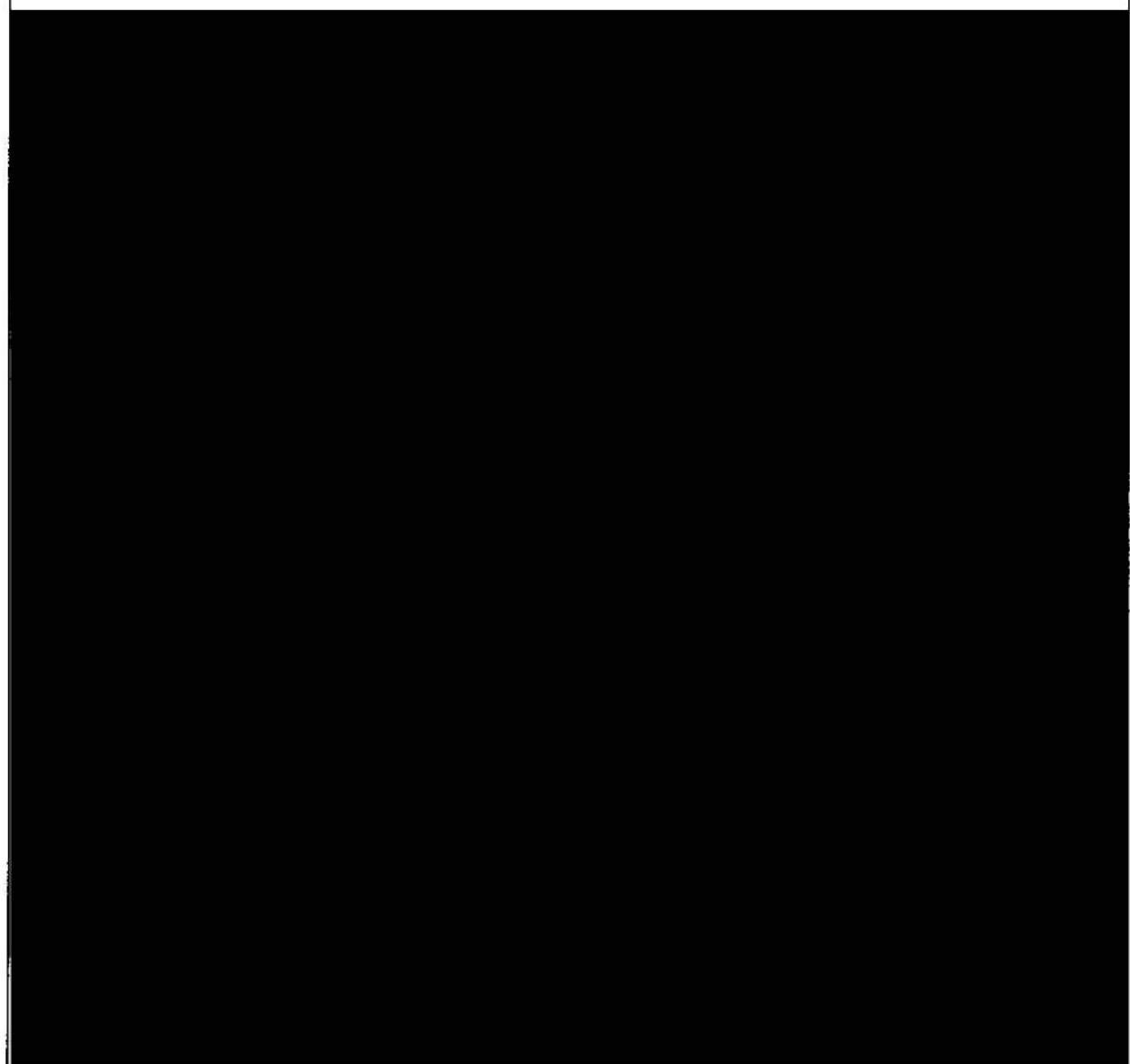
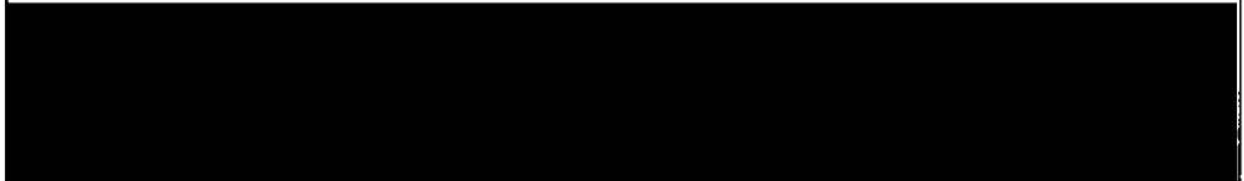
また、幼稚園・保育園等の団体に働きかけ、定期的に当施設に来ていただけるような『山のほいくえん』の年間プログラムを作成し、自然をより深く体験できる活動を行っていきます。

幼児が楽しく自然にふれあえるように、森の万華鏡遊びや葉っぱのスタンプ作り等の体験メニューを揃え、乳幼児向けプログラムの充実を図っていきます。

5. 雨天時プログラム

雨の日でも室内で楽しく活動ができるように、室内ネイチャーゲームやレクリエーション、飛ばタネの模型作り等を行います。

また、フォレストラボの職員に依頼して自然学習会を行うことで、雨の日でも自然にふれあい、学べる機会を増やし、利用者が自然を身近に感じられるプログラムの充実を図ります。

(8) 提案型事業の実施方針、内容及び料金
1. 提案型事業の実施方針
提案型事業①（食事提供業務） 
提案型事業②（青少年の健全育成に資する事業）
(ア) 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等


事業名	期 日	対 象	人数	料金 (円)	内 容
ファミリーで泊まらん会 (春)					
がばいキャンプ in 北山 シーズン1					
みんなの川遊び					
夏休みチャレンジキャンプ					
がばいキャンプ in 北山 シーズン2					
ファミリーで泊まらん会 (秋)					
森の ちようさ隊					
がばいキャンプ in 北山 シーズン3					

(イ) 青少年の体験活動を支援する指導者の育成

事業名	期 日	対 象	人数	料金 (円)	内 容
ボランティア セミナー					
指導者養成 セミナー					

自然体験活動 指導者 (NEAL) 養成研修					
---------------------------------	--	--	--	--	--

(ウ) ひきこもりやいじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動

事業名	期日	対象	人数	料金(円)	内 容
デイ キャンプ					
わんぱく 運動会					

提案型事業③ (施設の利用促進に資する事業)

事業名	期日	対象	人数	料金(円)	内 容
こどもの日 北山ファミリー フェスタ					
北山にいこう よう					
出前講座					

提案型事業④（その他：施設の利用促進に資する事業）

A：施設の利用促進に資する事業



事業名	期日	対象	人数	料金（円）	内 容
のんびら〜と デイキャンプ					
青春の思い出 キャンプ					
カヌー親子体 験教室					
北山で遊ぼう・ 食べよう観光 キャンプ					

B：共催事業



事業名	期日	対象	人数	料金（円）	内 容
夏のレクリエ ーション キャンプ					
北山ふれあい フェスタ					

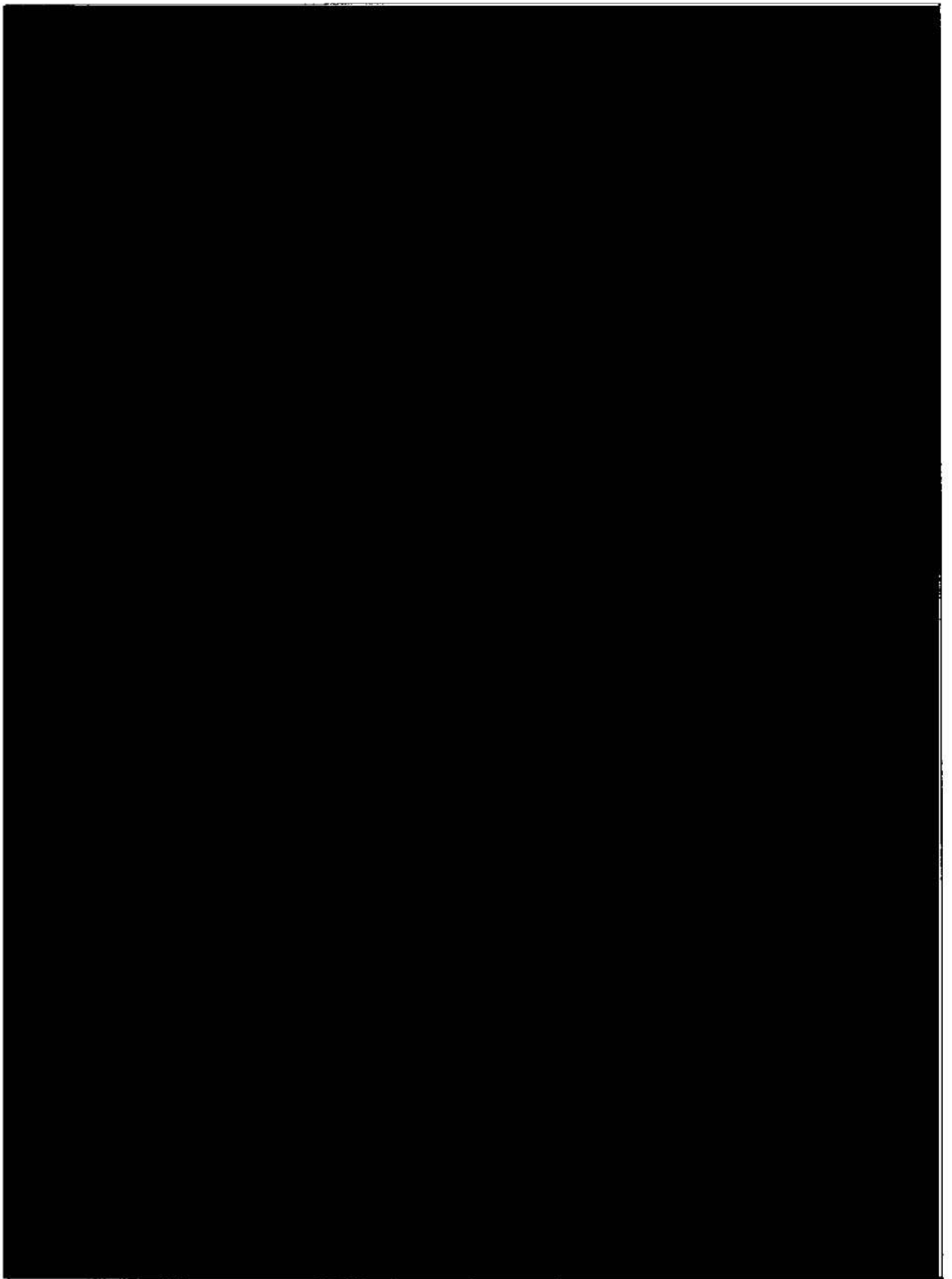
(9) 地元（近隣観光施設を含む）との連携

○北山周辺地域の魅力を発信し、地域に還元できる施設へ

当施設周辺には、インクサイド北山や神水川パークゴルフ場、三瀬村のりんご狩り等の様々な自然体験施設が点在しています。これらの自然体験施設と連携し、当施設の自然体験プログラムを充実させるだけでなく、北山周辺地域により多くの方が足を運びたいくなる諸施設とコラボした観光プログラムやイベント作りを行っていきます。

また、当施設周辺には、温泉施設（古湯・熊の川、三瀬）や直売所、素材にこだわった飲食店等の観光施設も多数点在しています。そうした周辺の観光情報が共有できるようなコミュニティースペースを作成し、北山周辺地域の魅力を情報発信することで、リピーターとして当施設や周辺施設を訪れていただき、地域に還元できるような仕組みづくりを行っていきます。

(10) 食事の提供及びアレルギー対応



(11) 管理経費削減にあたっての基本方針

《管理経費の削減について》

1 職員による施設内の除草作業を行い施設管理費の削減

これまでに引き続き、除草作業等は職員の手によって行い、施設管理費の削減を図ります。こまめに作業を実施し、利用しやすい環境、美観を維持していきます。作業の安全性の確保も十分に行います。

2 職員による施設補修計画の作成と着実な実行

簡易な施設の補修は随時職員で行い、早めに手入れを行うことで、大きな施設補修にならないよう努めていきます。また、緊急を要しない施設の補修箇所は定期点検でリストアップしておき、冬場の閑散期に職員の手で施設の補修作業を行い、修繕費の削減を図ります。

3 施設職員の節約の徹底と利用者への啓蒙

職員会議などを通じて、節電や用具類の適切な管理などを職員に徹底し、節約意識を高めていきます。また、利用者に対しても節電、節水などの協力について案内し、啓蒙活動を行います。

《管理経費の内容について》

○人件費

- ・人件費については、当NPO法人内において他部門の職員との均衡を図り、また、今後、施設の維持管理費が増加することなどから、将来の財政運営を考慮し、決定していきます。
- ・給料は、初任給（大卒）を ████████ とし、基本的に年1回、昇給を行っていきます。
- ・手当は、通勤手当、時間外手当、宿直手当、役職手当、賞与を支払います。
- ・なお、賞与は、夏季（7月）1、5月分、冬季（12月）2、0月分を基本とし、職員の努力によって収益が出た場合は期末（3月）に一定額を支払う計画とします。
- ・共済費として、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当支出金、雇月保険料、労災保険料の事業主負担分を支出します。
- ・非常勤のプログラム支援員として2名を配置し、職員への指導及びサポートを行っていきます。

【給料単価（月額）】（令和9年度）

職員の区分	基本給	役職手当
所長	██████████	██████████
副所長		
主任		
指導員（大卒5年目）		

○施設維持管理経費

- ・清掃業務、保安警備、汚水処理業務、リネン・クリーニング業務などについては、専門の業者に再委託を行い、施設利用者が安全で快適に利用できる環境を確保していきます。委託の際は、入札を行い

適正な価格で契約を行います。また、人件費や物件費の値上がりにより委託料の上昇が予想されますので、再委託の業務内容を検討しながら経費縮減に向け対応していきます。

- ・電気代等の光熱費については、事務室での管理を小まめに行い、利用者にも節電を呼びかけることで、光熱費の縮減を図っていきます。
- ・修繕費については、不測の事態に備え一定額を計上しますが、日頃の点検を十分に行うとともに、職員でできる範囲は自ら行い、経費の節減に努めていきます。

○施設運営事業費

- ・利用団体支援事業費については、利用団体との連絡調整に要する通信運搬費や工作用の教材代や消耗品を計上しています。なお、工作用の木の裏や丸太など一部の材料は職員自らが採取・加工等を行い経費の縮減に努めていきます。
- ・重油代等の燃料費については、宿泊利用者の浴室使用状況に合わせ、ボイラーの管理を小まめに行い、経費の縮減を図っていきます。
- ・広報事業については、PRのためのパンフレット作成費やホームページの更新に係る経費等を計上しています。

(12) 利用に係る料金

○宿泊に係る料金

現行の利用料金が広く定着しており、施設利用者数もコロナ過後、回復傾向にあることから、引き続き現行の金額とします。

○日帰り利用に係る料金

現行の利用料金が広く定着しており、施設利用者数もコロナ過後、回復傾向にあることから、引き続き現行の金額とします。

○寝具代

従来のシーツ、枕カバー等のクリーニング相当の金額に、今回から、清潔な寝具を提供するため、寝具一式のレンタル代を追加し徴収します。

■宿泊に係る利用料金

項 目	金 額	対象者・内容等
施設 利用 料	無料	中学生以下
	300円	高校生、学生及び23歳未満の青年
	300円	学校行事として利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒を引率する当該学校の職員
	700円	上記に掲げる以外の者
寝具代	600円	シーツ・枕カバーのクリーニング、寝具のレンタル代等

■日帰りに係る施設利用料金

項 目	金 額	備 考
談話室	200円	冷暖房有
視聴覚室	200円	冷暖房有
研修室	200円	冷暖房有

和室	200円	冷暖房有
工作室	200円	冷暖房有
野外炊飯場	200円	
プレイホール・体育館	200円	半面
グラウンド	200円	全面
その他	200円	
※1 利用料は1団体当たり、1時間当たりの金額です。		
※2 冷暖房設備を使用するときは、1時間につき100円加算します。		

○食事代

材料費、光熱水費等が急激に高騰しているため、状況を見ながら価格の改定を行っていきます。

■主な食事料金

メニュー	金額	
	就学前	小学生以上
朝食		
昼食		
夕食		
弁当		
バーベキュー		

○各種活動に係る料金等

・教材代

木材や木の実等を使った工作体験の利用者から材料費相当額を徴収します。

・キャンプ場利用料

施設利用者が利用しやすいよう、引き続き現行の金額とします。

■宿泊に係る利用料金

項 目	金 額	対象者・内容等
キャンプ場	100円	中学生以下
	150円	高校生、学生及び23歳未満の青年
	150円	学校行事として利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒を引率する当該学校の職員
	350円	上記に掲げる以外の者

(13) 収支計画

① 収入計画

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県委託料	86,185	86,482	85,932	85,987	86,306
利用料収入	11,302	11,702	12,102	12,502	12,902
その他の収入	1,903	1,953	2,004	2,054	2,106
(内訳)	教材収入	1,020	1,060	1,100	1,180
	教材利用収入	83	89	95	107
	その他	800	804	809	819
合 計	99,390	100,137	100,038	100,543	101,314

② 支出計画

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人件費	52,070	52,416	52,707	52,999	53,294
給与手当	44,205	44,502	44,753	45,003	45,257
共済費	7,265	7,314	7,354	7,396	7,437
その他	600	600	600	600	600
施設維持管理費	43,481	43,882	43,492	43,705	44,181
旅費					
消耗品費					
光熱水費					
修繕料					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
租税公課					
その他					
施設運営事業費	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839
消耗品費					
燃料費					
役務費					
広報費					
合 計	99,390	100,137	100,038	100,543	101,314

(14) 収入が支出を上回った場合の取扱い

※還元金の使途など

1 施設の老朽化に対応するための整備費へ

開所から37年が過ぎ、当施設はかなりの老朽化が進んでいます。このため、施設・設備の修理や備品の更新を優先的に行い、適切な管理運営に努めています。

2 自然体験プログラム充実のための資材、教材購入

当自然の家で特に人気がある水遊びの活動を充実させるため、ジャケットやヘルメット、カヌーなどの資材、教材を購入し、大人数の団体にも対応できるよう区っていきます。

3 職員の意識向上のため一部を手当てとして支給

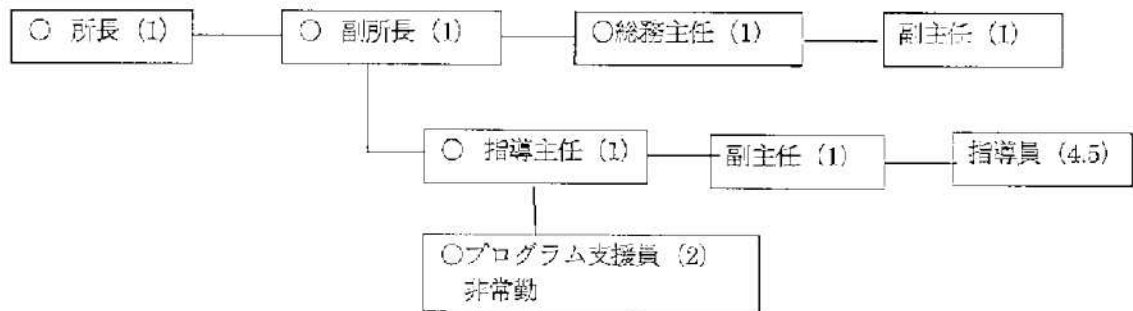
職員の努力によって、利用人数増加などにつながった場合には、一定額を職員に分配していきます。それによって職員のモチベーションを向上させ、よりよい利用者サービスの提供を目指します。

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(1) 管理組織体制

※ 配置予定人数及び担当予定業務、勤務体制、職員の資格・経験等、職員の研修計画など

① 組織図



② 職員

所属 (課名)	役職	職員数	常 勤	非常勤	担当事務内容
	所長	1 人	1 人	人	所の業務の統括
	副所長	1 人	1 人	人	所長の補佐
総務班	主任	1 人	1 人	人	総務班総括
"	副主任	1 人	1 人	人	総務主任の補佐、経理事務
指導班	主任	1 人	1 人	人	指導班総括
"	副主任	1 人	1 人	人	指導主任の補佐、 利用団体の指導、提案事業
"	指導員	4 人	4 人	人	利用団体の指導、提案事業
"	指導員	0.5 人	0.5 人	人	調査・調整の補佐
"	支援員	人	人	2 人	自然体験プログラム支援

③ 勤務体制

- ・勤務時間は原則 8 時 30 分～17 時 15 分までとします。
- ・休みは原則 4 週 8 休としますが、変形時間労働制の採用により、夏休み期間中は 4 週 6 休とし 12～2 月の閑散期に取れなかった休みを消化していきます。
- ・宿泊利用者がある場合は、必ず 1 名は宿直します。

④ 職員の資格・経験等

	氏 名	所 属 (課名)	免許等の名称及び経歴
社会教育主事の資格を有する者			
教員の資格を有する者		副所長	中学校1級 (社会)・高校2級 (歴史) 小学校1種
その他上記と同等の資格を有する者		副所長	学芸員有資格 自然体験活動指導者(NEALリーダー) 社会福祉主事 レクリエーションインストラクター 自然体験活動上級指導者(NEAL主任講師) 自然体験活動総括指導者(NEAコーディネーター) キャンプディレクター2級 介護福祉士 自然体験活動指導者(NEALリーダー) ネイチャーゲーム指導者リーダー 自然体験活動指導者(NEALリーダー) ブッシュクラフトアドバイザー 自然体験活動上級指導者(NEALインストラクター)、学芸員有資格、図書館司書 自然体験活動指導者(NEALリーダー)

⑤ 職員の研修計画

利用者への質の高い教育サービスの提供と及び安全管理のため、職員の資質向上を図る研修を行います。

研 修 名	対 象	研 修 内 容
接遇・クレーム対応研修	全 員	利用者へのサービス向上のため、コミュニケーション能力の向上を図ります
人権問題研修	全 員	相手の立場や気持ちに思いやれるよう、人権感覚を磨きます
指導員研修	指導員	以下の専門分野の資格取得及び研修を行います レクリエーションインストラクター リスクマネジメント講習 リスクマネジメントディレクター リスクマネジャー キャンプインストラクター キャンプディレクター 自然体験活動指導者(NEAL)各上級資格
食品衛生責任者研修	食堂職員	食中毒等の事故を未然に防ぐため、調理師や栄養士等の食堂関係職員を食品衛生講習会に参加させ職員の意識向上、及び食堂運営の充実を図る。

人事管理・経理事務研修	事務職員	事務系職員のスキルアップのため、積極的に各種研修会への参加を図る。
⑥ 閑散期に林業を学べる「チャレンジ！林業」枠を設け、全国から職員を募集します。 人手不足の時代で、職員の確保が難しい状況です。そこで、冬場の閑散期に地元の森林組合などで林業を学ぶことができる「チャレンジ！林業」枠を実験的に設けて、全国から職員を募集します。自然体験と林業のスキルを身に付けてもらい、山間地域で活躍する人材を育成します。定住に結び付けば地域振興にもつながります。		
(2) 事故・災害時の対応		
※ 安全管理対策や体制、事故・災害時の対応など 危機管理には事故そのものを未然に防止する予防的措置と、事故が発生した場合その被害を最小限に食い止める措置及び生じた事に対する善後策を講ずる事後措置があり、基本的には、事前管理が何よりも重要と認識しています。 《安全管理対策について》 ・危機管理マニュアルに則って安全管理を図ります。 ・施設で想定されるリスクを分析・把握し、そのリスクを低減させるために、日頃から点検、チェック体制を構築します。 ・フィールドや施設、設備や備品、道具等に関しては、毎月安全点検日を決め実施します。 ・インターネットやTVで気象情報を常時入手し、大雨や雷、強風等の注意報や警報が発令された場合には、即時に利用団体へ連絡をし、注意喚起を行います。 ・「施設利用の手引き」により利用者の安全に配慮します。 ・火災訓練や風水害避難訓練の実施、救急救命講習会への積極的な参加を行います。 ・職員の安全講習会を実施し、登山や水辺、危険生物や気象等の各分野で事故等が発生した場合に即時に対応できるよう職員の育成を行います。 ・野外活動での事故等の事例を取り上げて、事故防止に関して職員で話し合う場を定期的に設け、危機管理についての意識向上と理解を図ります。 ・食堂責任者との給食運営委員会を毎月開催します。 ・調理員の定期的な健康診断、及び検便を実施します。 以上のように従来から安全管理体制について重視し、施策を実行してきましたが、さらに「キャンプ」のリスクマネジメントの観点から安全管理体制をより実践的な現場に即したものにしていきます。 ○キャンプの計画段階から実施に至る各段階でのリスクのチェック体制の強化とマニュアル化を実施し、キャンプの現場（フィールド）に沿ったきめ細かい事業のチェック体制を整えます。 《危機に備えた体制について》 ・危機管理マニュアルに則って、緊急事態に備えます。 ・緊急時における職員の役割分担、及び担当職員の不在時を想定した代替措置を定めます。 ・普段から情報交換や意見交換ができる環境を作り、職員間のコミュニケーション向上に努め、組織全体で安全管理に取り組む体制を構築します。		

- ・情報の集約先を所長に一本化し、職員間での情報の共有を図ります。なお、情報伝達のフローチャートに基づいて対応します。
- ・マスコミには原則、所長が対応します。

当施設では、利用者に関わる様々な事件や事故、予期せぬ自然災害への的確な対応等の、利用者が安全に安心して活動できる環境づくりが求められています。

危機管理意識及び危機管理体制の確立は、職員にとって重要な課題です。

利用者の身体や生命を守るために、事前に危険を予見し、回避するための対応が最も重要と認識しており、危機管理マニュアルに則って事故及び災害時の対応体制を確立し、対応します。

事故や災害等が発生した場合には、その被害を最小限に止める対応を迅速かつ的確に行います。

『事故発生時の対応について』

○基本的には下記フローチャートに基づいて対応します。

事件・災害等の発生 → 発見・通知 → 負傷者の措置・現場の保存
→ 所長への報告 → 職員への指示 → 関係機関への通報・要請

○常に、所長と職員の「報告・連絡・相談」を徹底します。

○必要によっては、県への報告を行い、指導・支援を要請します。

(3) 情報公開の対応、個人情報の取扱い

① 個人情報の保護方針および規定の策定

当施設では、個人情報を「利用者の大切な財産」として認識し、「個人情報保護法」および「佐賀県個人情報保護条例」に基づく「個人情報保護方針」に従い、厳密に個人情報を保護いたします。

② 個人情報保護体制の確立

当施設では、個人情報保護責任者を設置し、さらに現場においての個人情報保護責任者を定めます。また、電子情報保護責任者を設置し、個人情報保護に関する実務を遂行します。

【当施設の個人情報保護体制】

役 割	業 務 内 容	担 当 者
個人情報保護責任者	個人情報保護の統括	副所長
電子情報保護責任者	メール、SNS等の個人情報保護業務	指導主任

③ 個人情報保護の具体的な措置

当施設では、個人情報の適切な取り扱いを確保するため、以下の具体的な措置を講じています。

内部規程の整備：個人情報の収集、利用、保管、提供、廃棄に関する明確な規程を策定し、全職員に

同知徹底しています。

職員教育の実施：個人情報保護に関する研修や勉強会を定期的に開催し、職員の意識向上と知識の深化を図っています。

アクセス制限の強化：個人情報を取り扱うシステムや書類へのアクセス権限を最小限に抑え、不正アクセスや情報漏洩を防止しています。

物理的なセキュリティ対策：個人情報が含まれる書類や電子媒体は、施錠可能なキャビネットや専用の保管庫で厳重に管理しています。

情報システムの安全管理：定期的なシステム更新により、情報システムの安全性を維持しています。

現時点では、個人情報を取り扱う業務の外部委託は予定していませんが、将来的に外部委託を行う場合には、事前に佐賀県の承認を得た上で、書面によって当施設と同等の個人情報保護措置を委託先に義務付けます。

私たちは、公正で透明性のある運営を通じて、利用者や県民の皆様との理解と支援を得ることが、施設の健全な経営において欠かせないと強く認識しています。また、佐賀県情報公開条例第25条に基づき、指定管理者として施設管理に関する情報公開を求められています。私たちは、佐賀県の情報セキュリティ基本方針を遵守し、情報資産の機密性、完全性、利便性を維持しながら、「北山少年自然の家」として積極的に情報公開に努めます。

④ 情報公開への対応

《対応の基本姿勢》

「北山少年自然の家情報公開規程」に基づき、情報公開を適切に行います。また、情報公開に関する研修会を実施し、職員の知識向上と職務遂行能力のレベルアップに努めます。

日常業務においても、公文書や関連書類の適切な管理・保管を徹底します。

『情報の対応』

個人情報や人権に最大限の配慮を行いながら、事実を適切に公開し、誤解や事実隠蔽が生じないように努めます。

『誠意ある対応』

情報提供に際しては、「北山少年自然の家情報公開規程」に従い、公平かつ誠実に対応いたします。

⑤ 対応の留意点

『窓口の一本化』

原則として、副所長が情報公開の対応窓口となり、一元化します。

『明確な回答』

不明点や未確認の事項に関しては、その旨を正確に伝え、誤解を招くような曖昧な返答は避けます。

『県との連携』

必要に応じて、佐賀県からの支援や助言を要請し、適切な対応を図ります。

⑥ 個人情報の収集について

原則として、利用者等の合意の上で個人情報を収集します。

収集に際しては、その目的を明確にし、必要な範囲内でのみ情報を収集します。

⑦ 個人情報の管理について

収集した個人情報は、厳重に管理し、漏洩や不正利用、改竄を防止するための適切な対策を講じます。

(4) 金融機関・出資者等の支援について

※ 支援などがあれば記載



(5) 県内発注の考え方について

(1) 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

これまでに引き続き、地域経済の活性化及び雇用の促進を図る意味で、再委託業務については県内の業者を選定し入札を行い、県内発注100%を目指します。

(2) 管理運営に必要な物品の調達等についての考え方

物品調達等についても上記の方針と同様、できる限り県内業者への発注をしていきます。

(3) その他

当施設の給食の食材もこれまでに引き続き、佐賀県産の食材を豊富に使っていきます。

NPO 法人みんなの森プロジェクトが進める活動と結び付けて
北山少年自然の家の活性化を図ります。

佐賀県内の多くの子どもたちに、樹木や木材にふれ親しんでもらう機会を
提供するため、森の体験 PR 車を佐賀県内各地に走らせ、各種の自然体験プロ
グラムを実施しています。

佐賀県内の小学校にクラフト素材
を無償提供しています。
(令和6年度 小学校20校予定)

自然体験の裾野を
広げ北山少年自然
の家の利用に結び
付ける

森の体験 PR 車



佐賀県北山少年自然の家

指導者

北山少年自然の家
の第2の拠点とし
て活用する

体験資材

里山デザインセンター



【地域の振興】

北山の豊かな自然を最大限に活かし、
子どもたちの笑顔で地域を盛り上げます。

NPO 法人が所有する「里山デザインセンター」では、里山林整備で
出た木を使ってクラフト素材を作っています。

近くの美しい森や川を活かし、子どもたちができる森づくり活動や
カヌーや川遊びなどの体験プログラムを実施しています。